

川越市予防接種費用助成金制度(償還払い)について

県外での里帰り出産や入院などの理由により、やむを得ず川越市の予防接種実施医療機関以外で定期予防接種を受ける方を対象に、予防接種費用の一部助成を行います。助成を受けるためには、接種前に「予防接種依頼書」の交付を受ける必要があります。

予防接種実施医療機関以外で定期予防接種を希望される方は、必ず接種を受ける前に健康管理課予防接種担当に相談してください。

※「予防接種依頼書」とは、川越市が実際に接種を行う市区町村長、又は医療機関に対して、予防接種の実施を依頼する書類です。依頼をした予防接種により、万が一重大な健康被害が生じた場合には、川越市が事務手続きを行うという内容のものです。

※川越市内の予防接種実施医療機関は、「健康づくりスケジュール」に記載してあります。

◆ 対象となる方

接種当日に川越市に住民登録があり、以下のいずれかに該当する方のうち、予防接種実施医療機関での接種が困難な方

- (1) 里帰り出産等のため、子どもが一時的に市外に滞在している方
- (2) 疾病等により入院し、又は通院している方であって、当該予防接種を受ける方の健康管理上、その入院又は通院する医療機関において予防接種を受けることが適当であると認められる方
- (3) 市外の介護老人保健施設等に入所している方
- (4) 災害その他やむを得ない理由により市外に継続的に滞在している方であって、委託医療機関以外の医療機関において予防接種を受けることについて相当の理由があると認められる方
- (5) 市長が上記に準ずるものとして認めた方

◆ 対象となる定期予防接種

●子どもの予防接種

不活化ポリオ・BCG・五種混合・四種混合・三種混合・二種混合・日本脳炎・麻しん風しん混合・麻しん・風しん・HPV（子宮頸がん）・ヒブ・小児用肺炎球菌・水痘・B型肝炎

●高齢者の予防接種

高齢者インフルエンザ・高齢者新型コロナウイルス感染症・高齢者肺炎球菌・高齢者带状疱疹

（ただし、予防接種依頼書の交付を受け、対象年齢や適切な接種間隔を守って、接種したものに限りです。）

（裏面に続きます）

◆ 助成の内容

「市で定めている償還上限額」と「実際の接種費用の額」を比較し、どちらか少ない額が助成の対象となります。（予防接種費用が全額無料になるわけではありません。）

※「市で定めている償還上限額」は、各年度（4月1日から翌年3月31日まで）で変更になる場合があります。接種日時点の年度の償還上限額が適用になりますので、年度をまたいで複数の予防接種を行う場合は、下記「問い合わせ」に金額等を確認してください。

◆ 助成金交付の流れ

やむを得ず、予防接種実施医療機関以外で定期予防接種を受ける方は、必ず接種を受ける前に健康管理課予防接種担当に相談をしてください。

（１）予防接種依頼書の交付申請をしてください。

※同時に、「予防接種費用助成金制度」を受けたい旨を伝えてください。

（２）申請から約１０日間で、「予防接種依頼書」「予防接種費用助成金交付申請書兼請求書」等、必要書類を申請者に郵送します。

（３）医療機関等で接種し、領収書等の必要書類を忘れずにもらってください。（医療機関によって、接種費用が異なりますので、あらかじめ医療機関に確認し、十分納得したうえで接種するようにしてください。）

（４）「予防接種費用助成金交付申請書兼請求書」等に必要事項を記入し、必要書類を添えて、下記「問い合わせ」に直接提出または、郵送してください。

（市民センターや南連絡所等では、提出できません。）

（５）提出後、交付が決定した場合は、「予防接種費用助成金交付決定通知書」を郵送します。（提出されてから、約１か月後）

（６）その後、指定された口座に助成金を振り込みます。

助成要件に合致しない等、助成金が支給できない場合は、その理由を記載した「予防接種費用助成金交付不決定通知書」を郵送します。

◆ 申請期限

予防接種を受けた日の翌日から起算して１年を経過する日までです。郵送の場合は、申請期限内に必着でお願いします。（申請内容や添付書類に不備がある場合、申請期限内に不備が解消されないと受理できないことがありますので、早めに郵送して下さい。）

川越市マスコットキャラクター ときも

◆ 問い合わせ

川越市保健所 健康管理課予防接種担当
〒350-1104 川越市小ヶ谷817-1
電 話 049-229-4123
FAX 049-225-2817

